

旭川医科大学病院手術部委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西川 祐 司

旭川医科大学病院手術部委員会規程の一部を改正する規程

旭川医科大学病院手術部委員会規程の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 外科（血管・呼吸・腫瘍，心臓大血管，肝胆膵・移植・消化管） の各科長</p> <p>(6)～(14) (略)</p> <p>(略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和7年11月13日から施行し、令和7年11月1日から適用する。</u></p> <p>【改正理由】</p> <p>外科学講座の改組に伴い、所要の改正を行うものである。</p>	<p>(略)</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 外科（血管・呼吸・腫瘍，心臓大血管，肝胆膵・移植、<u>消化管</u>） の各科長</p> <p>(6)～(14) (略)</p> <p>(略)</p>